

令和3年度第3回地域安全まちづくり審議会 議事録概要

- 1 日時 令和4年3月29日(火) 9:45～11:45
- 2 場所 兵庫県民会館 11階パルテホール
- 3 出席者 委員：山下会長、梅田委員、大岡委員、桐生委員、坂本委員、
佐々木委員、瀬渡委員、田中委員、夏目委員、原田委員、
水谷委員、道谷委員、山田委員、米田委員、立助委員
県：城県民生活部長、高永県民生活局長、白井地域安全課長ほか
幹事課室

4 内容

- (1) 議事 第6期地域安全まちづくり推進計画(答申案)について

(委員)

第6期地域安全まちづくり推進計画(答申案)について、事務局から前回審議会以降の経緯等も含めて説明をお願いします。

(事務局)

資料1～4、参考資料1～2に基づき第6期地域安全まちづくり推進計画(答申案)の説明

(委員)

非対面型犯罪の対策について、骨子としてはよいが、周知徹底、人員増加、啓発という内容に始終している。これまでと同じようなことをやっても、非対面型犯罪は減らない。サイバー空間における子どもたちの被害について、JKビジネスや買春は事業体を通じなくても成立しているので、子どもたちに周知徹底、啓発したところで、買い手である大人がいる以上なくなる構造となっている。子どもたちはネット上で話し相手を見つけたつもりで、初めは非常に甘い言葉もかけられるが、結果的にはだまされる。児童ポルノの犯罪被害は非常に多く、具体的な対策がないとなくなるが、当計画にどのように組み込まれているのか。

非対面型犯罪でもう一つ重要なのが特殊詐欺である。特殊詐欺対策として、NTTと警視庁がAIを使った分析システムで連携していくこととなった。騙す側は、ビッグデータを使って誰が一番騙されやすいかを見て攻撃してくる。従来の注意喚起だけではなくならない犯罪だが、当計画ではどのような内容となって

いるのか。

(委員)

計画に「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人」の割合のアンケート結果が引用されているが、住民が自分たちの地域を安全と感じているのか、自分たちの地域の結果が知りたい。自治会長としては、地域住民が感じていることを踏まえて自治会の安全対策を考えていきたいので、そのような住民アンケートがあればよいと思う。

(委員)

これまでの計画から構成が変更され、第6期計画で進めたいことがストレートに伝わっている。その一方で、第5期計画の成果の部分が丸々削除されたことが気になる。これまで5期15年間計画が続いており、それぞれの時期の情勢に応じて内容を強化してきた。計画は連続性があるため、第5期の評価をどこかに留めておくべきではないか。審議会の記録として留めておくことも一つかもしれないが、計画の後に付ける資料編でも良いので、成果を記載しておく方がよいと思う。

行動6のエ「犯罪被害者等への支援に特化した条例の制定」、行動7のオ「再犯防止推進計画の策定」について、計画のIV具体的な取組み、行動6と7の取組みの考え方に記載されていない。記載漏れではないのか。

(事務局)

サイバー犯罪については、青少年と保護者にJKビジネスの危険性を周知すること、サイバー犯罪被害防止教室の開催を通じてインターネットの危険性等を周知すること等に取り組んでいく。なお、サイバー犯罪の捜査は県警対応となる。

特殊詐欺については、県、市町、警察が連携して自動録音電話機を普及促進していくこと、水際対策として、先日行われた、県警、県、金融機関による「ストップ！ATMでの携帯電話」運動の共同宣言のような啓発活動に取り組んでいく。

アンケートについては、県民モニターアンケート調査で、「地域安全まちづくりの推進」をテーマに県民の意見を伺ったところである。体感治安の地域別の推移、地域における不安、必要と感じられる取組等を掲載している。

第5期計画の成果の記載については検討する。

行動6のエ、行動7のオの記載については、精査して対応する。

(委員)

先の委員の発言は、注意喚起や普及啓発は当然大事だが、それだけでは不十分

で、現実的・具体的な対応策が必要ではないかというご趣旨ではなかったか。

(委員)

サイバー犯罪の対策として、対象児童や保護者等被害者側だけに注意喚起するのではなく、加害者側にもアプローチする必要がある。啓発や周知徹底は、会社や組織の男性を中心にしてお願いしたい。私が調べた事例によると、教職員による児童買春は、他自治体に出張したような場合に行うことが多く、いわゆるパパ活は、30～40歳代の男性がSNSを通じて行うことが多い。このような行為が犯罪であることを明確に周知徹底するような加害者側へのアプローチも必要である。

児童ポルノについては、現在、概ね中学生までに、ほぼ全員がスマホを所持する時代になってきて、未就学児も10～20%程度は親からスマホを与えられている。小学校低学年から何らかの教育が必要だろう。

被害事例を調べると、大きく3つのパターンに分かれた。1つは以前付き合っていた女性の写真をばらまくケース。2つは、コレクターのようにただ収集しているケース。3つは、写真で女性を脅して性的関係を迫るケースである。この結果から、恋愛関係で女性の裸の写真を持った時の対応や、児童ポルノを所持すること自体が犯罪であること等の教育が必要である。また、犯罪の場面がリアル空間の街頭犯罪からサイバー空間に移っているなか、加害者側の犯罪抑止は、リアル空間の地域防犯と同様に対策すべきであり、そうしないと非対面的な犯罪はなくなる。リアル空間で監視カメラやボランティアを増やして発生件数を減少させたように、サイバー空間においても加害者側への対策が求められる。

(委員)

サイバー犯罪対策については、県警とも連携しながら、引き続き検討してほしい。被害を受ける側だけに注意喚起や啓発するのではなく、行為を行う側にも抑止するための取組が必要ということである。

また、先の住民アンケートの提案は、自治会のリーダーのような立場の方々が自分たちの地域安全まちづくりの取組みの参考とするために、県全体のアンケート結果だけではなく、より身近な市町より狭い範囲の地域安全の度合いが見えるような指標が欲しいという趣旨だと受け止めた。今回の計画に間に合わなくても、ぜひ前向きに検討してほしい。

(委員)

住民アンケートの提案は、例えば、まちづくり防犯グループを対象にしたアンケートでは、グループの会長が代表して回答するので、個々の地域住民がどのよ

うに考えているのかは分からない。会長としては、地域住民が自分たちの地域をどのように思っているのかが知りたい。県のなかでどの程度の位置にあるかも知りたいと思う。シンプルな問いでいいので、体感治安や防犯カメラの有意性などを5段階評価で指標にすると、地域として何を課題として取り組んでいくのかがわかりやすい。兵庫県は広大で地域ごとの課題は異なってくる。

(委員)

PDCA サイクルでは、計画に基づいて取り組み、検証して次の計画に生かすことが通常だが、今回、そのような構成を変更した。これまでの成果や不足している部分は、どこかで記載するべきではないか。

また、これまで、「成果指標」と「活動指標」で計画の達成状況を測っていたが、今回、「目標」と表現を変更することで計画の達成度を測るツールがなくなることにはならないか。

(事務局)

「指標」を「目標」に変更したからといって、達成状況を管理していくことに変わりはないと認識している。第5期計画の成果は、計画Ⅳの3「8つの行動(アクション8)の活動指標」の表中に一部記載しているが、もう少し整理する。

(委員)

犯罪被害者等支援条例の制定について、条例制定に係る検討会のメンバーとして、全国的には当事者を入れる傾向にある。当事者を入れることでより被害者にとって効果的な内容になるのではないか。

内閣府では、「性犯罪・性暴力」という用語が使われており、兵庫県が使っている「性犯罪」は狭義のものとなる。今後は「性犯罪・性暴力」という用語を使うべきだと考える。

(委員)

まちづくり防犯グループに関するアンケートについて、地域住民は、アンケート結果をより具体的な形で知りたいと思う。地域の人への広報等を具体化すると、このアンケートはより生きてくると思う。

再犯防止推進計画について、全国の取組状況等を法務省が一覧化しており、それを踏まえながら同計画を策定することは可能である。

性犯罪・性暴力について、子どもや若年者への性教育を含めた基本的な教育が課題である。県でも NPO 等における性教育の知見を使いながら、低学年の子どもも含めて積極的な取組を進めてもよいのではないか。

(委員)

私は、これまで、地域の子どもたちにできるだけ声かけをしようという立場で来た。近所中の子どもの名前も知っているし、出会えばあいさつして声をかけている。それなのに、計画には「子どもへの声かけ事案」という言葉が使われている。子どもへ声をかけたらいけないのかと思ってしまう。

最近増えてきたワンルームマンションなどでは、部屋に表札を上げず、郵便ポストに名前も書かない人がいる。地域の回覧も回らず、孤立している人が増えている。逆に積極的に声をかけてあげないといけないと思う。計画の基本理念には、「人と人、人と地域のきずなを強め、～」とあるのに、「声かけ事案」という言葉は違和感がある。他に適当な言葉がないのかと思う。

地域では、高齢者が交差点で安全旗振りなどしてがんばっている。若い世代の人ももっと地域になじんで欲しい。

(事務局)

犯罪被害者等支援条例制定に係る検討会のメンバーについては未定だが、形はどうあれ、当事者の意見を聞いた上で検討を進めていきたい。

「性犯罪被害者」に「性暴力被害者」は含めない考え方とはしておらず、被害者への支援は、同様に対応している。用語については、次期計画等でさらに検討していきたい。

まちづくり防犯グループに関するアンケート項目や地区ごとの対応、地区ごとの住民の意見について、市町とも連携して対応を検討していきたい。

性犯罪・性暴力の学校での教育について、ひょうご被害者支援センターでは令和4年度から小中高生向け、先生向けのよりそい授業を開始すると聞いている。

「声かけ事案」について、これは警察の用語であり、性犯罪の予兆ともみられる子どもへの「声かけ事案」という使い方をしており、全国的に使っているため、直ちに変更するのは難しい。

(委員)

まちづくり防犯グループに関するアンケートは、回答があった所に結果を送付しているのか。

(事務局)

送付している。

(委員)

性犯罪・性暴力の用語について、「性暴力」は被害者主体の発想である一方、「性犯罪」は法に基づくものであり、かなり狭義となる。「性犯罪」には「性暴力」はおそらく含まれないため、「性暴力」も何らかの形で含めるように記載すべきだ。そうしないと、被害者側の問題がくみとれない。

アンケート結果について、以前は県単位だけではなく、市町単位の詳細なデータを出していたと思う。行政は担当者が変わるので以前の取組みが顧みられなくなるきらいがあるのではないか。

声かけについては、以前、2000年頃、同じような議論があった。その時には、声かけそのものが悪いのではなく、様々な世代や考え方が存在する社会では、声かけに一定のルールが必要だと提唱した。もう一度、復活させて欲しい。

(委員)

当計画においても、「性犯罪」の用語を「性犯罪・性暴力」に置き換えるように検討してほしい。

犯罪被害者等支援条例と再犯防止推進計画について、検討委員会を実りあるものにするため、関係者を幅広く構成員に入れてほしい。

(委員)

犯罪被害者等支援条例について、当審議会の答申を受けて制定作業を進めていくということだが、予算の資料には条例制定がふれられていないなど、未反映のところもある。条例制定について当局の考え方、意気込みを示して欲しい。

(事務局)

前回の審議会で犯罪被害者等支援条例の方向性は明確に決まっていなかったが、その後、県議会や被害者支援団体等から条例制定を望む声もあったこと、県民や関係者とともに被害者に寄り添っていくという体制が必要であることも踏まえ、令和4年度から条例制定に向けて検討を進めていきたいと考えている。

(事務局)

犯罪被害者等支援条例は、前回の審議会で議論いただき、事務局では条例制定について踏み込んだ議論をしていこうと考えていた。そのような中、大阪クリニック放火事件があり、県内からクリニックに通っていた患者もおられたようだ。前回、委員の方々から、県が条例を制定することで県民が当事者意識を持つことにつながるのではないかという意見もあった。また、市町と同じ目線に立って一緒に進めていく視点で、知事とも協議して条例の制定に向けて検討を進めることとした。犯罪被害者の方々からも幅広く意見を伺いながら、既に条例を施行し

ている市町のヒアリングも行い、審議会と並行して検討委員会で検討していきたい。

再犯防止推進計画については、主体的に関わっていく機関と議論しながら、進めていきたい。

性犯罪と性暴力について、一部、犯罪としての目線と被害者としての目線が混在したような表記となっているが、性犯罪と性暴力は当事者にとっては同じことだと思うので、丁寧に確認していきたい。ポイントとなる表記は、今回反映して、細やかな部分は、ご意見を伺いながら次の計画に向けて検討していきたい。

(委員)

今後、犯罪被害者等支援条例及び再犯防止推進計画と、地域安全まちづくり条例及び地域安全まちづくり審議会との関係を整理していく必要がある。

パブリック・コメントの「子どもを保護するにとどまらず、子どもが抱える困難さを解決する」という記載が必要ではないかという意見について、非常に大事な視点であり、地域安全まちづくりに関する政策領域にとどまらない、県の重要政策が重なり合って関連しながら取り組むべき内容である。当計画と他の政策領域や計画、指針との役割分担、関係性等を理解できるようなものとなるよう検討してほしい。

(委員)

学校では SNS など、見えない部分でのトラブルが増加しており、判明してから解決までに時間がかかるのが特徴である。小学校低学年でもスマホを所持しており、フィルタリングされていない保護者のスマホを子どもが操作する危険もある。小学1・2年生には注意事項や危険性を学校でも教えているが、専門家に学校で教えてもらうことに力を入れてほしい。

計画Ⅵの行動3「子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる」の主な取組みのひとつ「地域と学校の連携・協働体制構築」について、文部科学省が地域と協働して子どもを守るため、コミュニティ・スクールの設置を推進しており、神戸市も令和4年度から全校設置する予定となっている。このコミュニティ・スクールが含まれているのか。

こども家庭センターの機能強化について、センターも人手不足で若手職員が多く対応に苦慮しているという話を聞くため、ぜひ進めてほしい。

(委員)

「声かけ事案」は警察用語で仕方がないと思うが、声かけ事案の意味の場合、「不当な目的での」等を追記すると分かりやすいのではないか。

パブリック・コメントで意見があった定住外国人への支援や対策について、地域安全の担い手が減少している状況のなか、定住外国人も積極的に地域安全活動に参加できるような仕組みができるとうい。

(委員)

自分の地域は、高齢者は多いが外出を控えておられ、公園にも子どもがいない。街に人が見当たらず寂しい地域になっている。学校や施設には人がいるが、この状況が続くと人間関係が乏しくなってしまうので、コミセンなどの行事に誘うがなかなか出て来られない。地域の亡くなった方の情報も伝えられないことが多い。当分は様子を見ながらだが、地域の活性化を図りたい。

(委員)

新型コロナで集まる機会が少なくなり、情報共有も難しいため、新しい犯罪についての情報や周囲の環境がわかりにくくなっている。県には、地域安全まちづくり推進員やリーダーの養成のため、研修機会の提供や情報提供も充実させていただき、地域のリーダーが活躍していけるように支援して欲しい。

(委員)

見える犯罪から見えない犯罪、サイバー犯罪に置き換わっている状況のなかで、見えない犯罪に子どもたちが巻き込まれていることが保護者の立場として大変心配だ。ネットを使えば誰もが簡単に加害者になる。子どもたちの世界でも、相手から見えないから、簡単にいじめ行為に加担したり、逆に巻き込まれてしまうことが多い。加害者になることを抑止する取組みが必要ではないか。

警察の取締りではIPアドレス等ですぐに加害者が判明して検挙されて逮捕されている事実や警察のサイバー犯罪検挙率をもっと周知することで、件数がより減少すると思う。

スマホ所持の若年化について、今はゲームもゲーム機からスマホに代わっており、小学1年生からほとんどの子がスマホやタブレットを扱える状況であり、スマホの使い方やサイバー犯罪に係る教育を学校で義務化できないか。すでに取り組んでいる学校もあるが、義務化して、年数回、そのような教育を実施することで、子どもたちの意識も変わっていくのではないか。

(委員)

当計画を実効性の高いものとするのが課題だと思うが、都市部と地方によって特性や課題も異なる。個別の計画や各市町の具体的な施策の参考となるよう、市町や関係機関と連携しながら実効性を高めるため、引き続き対応してほしい。

い。

(委員)

行動2の冒頭に「高齢者を中心に」と記載されているが、非対面型犯罪は子どもも多く被害に遭っているので、子どもの被害にも触れられているとなおよかったと思う。

サイバー犯罪について、日本でインターネットが普及して30年弱経ち、国民の9割以上がインターネットを利用するようになり、GIGAスクール構想で子どもたちが端末を所持していることを踏まえての教育がより必要となる。

ただ、法整備がなかなか追いついておらず、日本は19世紀からの物中心の法体系がいまだに使われており、高度情報化社会において、情報を守るための法改正が進んでいない。10年ほど前にサイバー犯罪に対応するため刑法等が改正されたが、その後は改正されておらず、この法体制の下でサイバー犯罪被害をどのように減らしていくかは非常に難しい問題である。

行動2の取組みは当計画の中で非常に大事なところであり、他の箇所へも派生しているため、しっかり取り組んでほしい。

犯罪被害者等支援条例と再犯防止推進計画は、それぞれ別に検討委員会を設けて検討を進めるとあるが、犯罪が減ると被害者は減る。両者は密接な関係にあるので、条例と計画はお互い情報交換しながら検討を進めてほしい。

(事務局)

コミュニティ・スクールの件は、後日改めて回答する。

「声かけ事案」の用語の使い方は、検討を続けたい。

定住外国人が地域社会の防犯活動等に参加することについて、「ひょうご多文化共生社会推進指針」にも記載されているが、当計画にどのように反映できるかは今後の課題とする。

まちづくり推進員の養成については、この2年間新型コロナの影響で県民局での委嘱式や研修は例年の半数程度にとどまっているが、今後は積極的に対応したい。

市町との連携については、県で防犯カメラ設置補助事業を行っており、市町にも協力いただいている。毎年、市町防犯担当課長会議で防犯カメラや地域防犯等について協議しており、今後も緊密な連携を続けていきたい。

(委員)

地域安全まちづくり推進計画も時代の流れに対応して行く必要がある。例えば、私たちの約6,500世帯の地域では、地域のパトロールは今や車でしかやら

ない。コロナ禍が終わった後に、徒歩でパトロールする地域は全体の半分もないのではないかと思う。子どもたちの世界でも、今や全員がタブレットを持つようになり、紙で宿題をやる風景がなくなる時代が目前まで来ている。代わりに、いろいろな所に Wi-Fi を整備する時代である。防犯の取組みも時代の流れに沿ったものに変えていくべきである。

また、この審議会に参加して印象深いことは、ボーガン条例を制定した時だ。国の方針はどうあれ、兵庫県の考えはこれだという明確な方針で議論が進んだことは参加者の一人として大変うれしく思った。今後も、そういう姿勢で臨んで欲しいと思う。

(委員)

今回、行動2で取り上げたが、従来とは違う、見えない形のない犯罪、あるいは、そういうことによる被害の発生が大きな問題になってきた。地域安全の取組みも、その時の地域と社会と時代の変化に対応させていかないといけない。どう対応していくかがまさに試されている。県としては、断固たる決意の下、ぜひ、先導的な取組みをお願いしたい。

本日各委員からいただいたご意見については、今次計画で対応できるところと、次期計画に向けてしっかり検討した方が良い課題がある。今後は、犯罪被害者等支援条例制定と再犯防止推進計画策定に向けて動くので、それに合わせて地域安全まちづくりのあり方についても検討していかなければならない。

しかし、3月末なので、答申案については早急に固める必要がある。本日のご意見に基づく修正については、会長と事務局で検討して、必要に応じて各委員へ相談することでお任せいただきたいがよろしいか。

では、そのように進めることとする。

(2) その他 ボーガン条例の廃止について

(事務局)

銃刀法の改正に伴い、ボーガン条例で規制していたボーガンが全て改正銃刀法の対象となったため、ボーガン条例を廃止した。